プロジェクト　収益認識に関する包括的な会計基準の開発
項目　第 351 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 351 回企業会計基準委員会（2016 年 12 月 20 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

【論点 8】独立販売価格に基づく配分

2. 我が国においては、財又はサービスの独立販売価格が直接観察可能であるケースは稀であると考えられ、独立販売価格が直接観察できない場合、独立販売価格を見積ることになるが、そのような独立販売価格に基づく配分が、作業上のコストに見合うほど財務報告上の有用性があるのかについては疑問がある。また、契約の内容は顧客との交渉により適切に決定されており、契約価格を十分に客観性があるものとして尊重することが考えられるため、独立販売価格に基づく配分が要求される範囲を限定することの必要性を検討することが考えられる。

3. IFRS 第 15 号における独立販売価格の見積方法の 1 つである残余アプローチの適用要件は厳格であり、実際に適用できるケースは極めて限定的であると考えられるため、開発する日本基準においては、契約価格を尊重した取扱いを検討するとともに、残余アプローチの適用要件に関するガイダンス等を設ける必要性を検討することが考えられるのではないか。

進捗度の測定方法

4. 表現を見直した文案では、IFRS 第 15 号におけるいくつかの例示（IFRS 第 15 号 B19 項や B31 項）について結論の背景に含めるとされているが、関連する本文の理解が困難になるため、本文に記載することがよいのではないか。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

顧客との契約から損失が見込まれる場合の取扱い

5. 顧客との契約から損失が見込まれる場合について、企業会計原則注解（注 18）における引当金に当たるものとして整理することには違和感がないが、開発する日本基準において別途定めを置くことが必要であると考えられる。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。